

NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援依頼書

令和 年 月 日

一般社団法人 寒地港湾技術研究センター
理 事 長 殿

会 社 名	㊞
代表者名	㊞
所 在 地	
電 話	

「NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援事業実施規約」に同意の上、下記について NETIS 登録申請支援を依頼します。

記

1. 技 術 名 称	
2. 担 当 者	氏 名
	住 所
	会 社 名
	所 属
	電 話 (内線)
	F A X
	E - mail

NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援事業実施規約

- NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援事業（以下「NETIS 登録支援」という。）とは、依頼者自身が作成した NETIS 登録申請資料について、一般社団法人 寒地港湾技術研究センター（以下「センター」という。）が別途定める「NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき助言及び修正案の提案をするものである。
- 所要経費は、NETIS 登録支援の申込料 万円（税別）及び NETIS 登録支援費用 万円（税別）とし、依頼者が負担するものとする。
- NETIS 登録支援において、当該依頼技術が実施要領 第 2 条 (NETIS 登録支援の対象)、第 3 条 (NETIS 登録支援の依頼の前提条件) に沿っていない事が認められた場合、あるいは依頼者が NETIS 登録支援の依頼の取り下げを申し出た場合は、センター及び依頼者は、協議の上、NETIS 登録支援を中止するものとする。
- センターの修正依頼に対して、6 ヶ月以上回答が得られない場合及び不誠実な対応が見受けられた場合は、協議の上、NETIS 登録支援を中止するものとする。
- 第 3 項及び第 4 項に関して NETIS 登録支援を中止した場合、実施要領 第 6 条に規定する費用は、別にセンターが定める積算方法によって精算するものとする。
- NETIS 登録支援を開始した後、NETIS 新技術情報提供システムへの登録完了が困難とセンターが判断した場合、NETIS 登録支援を中止できるものとする。この場合、NETIS 登録支援費用 万円（税別）は必要としない。
- NETIS 登録支援は、NETIS 新技術情報提供システムへの登録を保障するものではなく国土交通省北海道開発局受付窓口において登録を却下される場合もあり、その場合センターは責を負わない。
- NETIS 登録支援は、NETIS 新技術情報提供システムへの登録時期を確約するものではない。
- 打合せ場所は原則センター会議室とし、2 回を想定しているが、打合せ回数についてはこれに限定されるものではない。
- 発注者との打合せに際してセンター職員の同席を希望する場合は、その際発生する旅費等経費について別にセンターが定める積算方法によって精算するものとする。
- 依頼技術の内容や確認の回数によっては、協議の上、追加料金を請求することもありうる。その場合は、別にセンターが定める積算方法によって精算するものとする。
- 登録支援対象技術は「別紙様式 NETIS 新技術情報提供システム登録申請支援依頼書」にて依頼された技術とし、その他の技術に関する相談は受け付けないものとする。
- NETIS 新技術情報提供システムへの登録完了時には遅滞なくセンターへ報告すること。
- NETIS 新技術情報提供システムに登録された内容については依頼者の責によるものとし、センターはその責を負うものではない。
- NETIS 登録支援は、NETIS 新技術情報提供システムへの登録完了をもって終了するものとする。また登録完了後については、依頼者は別途国土交通省が定める「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に基づくものとし、センターは何の関わりをもつものではない。